

# 糖尿病医療に活用可能な医療助成制度の紹介

1型糖尿病を主に対象とする糖尿病医療は、持続グルコース測定器(CGM)やインスリンポンプといったテクノロジーがめざましく進歩したことにより、有効性と安全性の高い血糖マネジメントが実現可能となっています。一方で、これらの先進医療は医療費が高額であるため、多くの成人の糖尿病をもつ人が十分にその恩恵を受けることができない現状があります。

このため、日本糖尿病インフォマティクス学会企業委員会(委員長:安西慶三)では、こうした課題の解決に向けて、国内で利用可能な医療助成制度を紹介します。いずれも利用には一定の条件があり、適用は限定的ではありますが、日常診療の参考としてご活用いただくことで、多くの人に先進医療が届くことを期待しています。糖尿病をもつ人それぞれが加入している各種保険や助成制度の内容を把握し、外来受診を隔月とするなどの診療上の工夫を行うことで、先進医療の導入や継続が可能となる場合もあります。医療者が制度面を理解し、患者とともに検討していくことが重要と考えられます。

# 成人の1型糖尿病を持つ人々が受けることができる可能性のある医療助成一覧

種類	障害厚生年金	組合・共済健保 付加給付	大学生医療給付	妊産婦医療助成
対象年齢	20歳～64歳	～74歳	組合により異なる	原則なし
対象者	厚生年金加入者(年金加入者約69%)	組合・共済健保加入者と扶養者3,710万人(人口の約33%)で付加給付を有する健保の加入者	学生組合加入者 (全国約30の大学)	全国約250の自治体に住む妊婦(疾患が限定される県や自治体もあり)
受給要件	・90日以上のインスリン治療 ・Cペプチド値、SH、DKA、HHSの何れかが一定程度 ・日常生活の制限が一定程度	・月の窓口負担額が、組合が定める上限額を超える	・指定の医療機関に通院など制限がある場合あり	・上記の自治体に住んでいる
助成内容	年収・加入期間により変動するが、最低5.1万円~/月	組合により上限や対象年齢が異なるが、上限2.5万円/月とする組合が多く、超過分を支給	組合により月や年間の上限等が異なるが、窓口負担額の一部を支給	自治体により異なるが、0円～1日530円、または月1,500円までなど

# 障害厚生年金

代謝疾患(糖尿病)による障害等級3級の場合

# 障害厚生年金の概要

※最新の情報は変更となる可能性がございます。  
必ず各問い合わせ先にご確認をお願い致します。

## 障害厚生年金の受給要件

次の1～3のすべての要件を満たしているときは障害厚生年金が支給されます。

1. 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
2. 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。ただし、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。
3. 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。ただし、初診日が令和18年3月末日までのときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

## 障害厚生年金の年金額(令和7年4月分から)

### 3級の最低保証額

- 昭和31年4月2日以後生まれの方 623,800 円(年間)
- 昭和31年4月1日以前生まれの方 622,000 円(年間)

# 障害厚生年金 – 代謝疾患(糖尿病)による障害等級3級の認定基準

糖尿病については、以下のものを血糖コントロールが困難なものとして、障害等級の3級と認定

1. 検査日より前に、90日以上継続して必要なインスリン治療を行っていること
2. 次のいずれかに該当すること
  - (1)内因性のインスリン分泌※2が枯渇している状態で、空腹時または随時の血清Cペプチド値が0.3ng/mL未満を示すもの
  - (2)意識障害により自己回復ができない重症低血糖の所見が 平均して月1回以上あるもの
  - (3)インスリン治療中に糖尿病ケトアシドーシスまたは 高血糖高浸透圧症候群による入院が年1回以上あるもの
3. 一般状態区分表※3のイまたはウに該当すること

## 一般状態区分表(抄)

区分	一般状態
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあります、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの

※1 症状、検査成績と具体的な日常生活状況などによっては、さらに上位等級に認定されます。なお、障害等級は、障害厚生年金では1~3級、障害基礎年金では1~2級があります。

※2 内因性のインスリン分泌は、自分自身の臍臓から分泌されるインスリンのことです。

※3 一般状態区分表は、日常生活の制限の程度をア~オの5段階で示した指標です。

# 障害年金の請求(申請)に必要な書類のうち必ず必要なもの

※追加の書類が必要となる場合があります

年金請求書	住所地のある市区町村役場、年金事務所または街角の年金相談センターの窓口にあり(第1号被保険者は市区町村役場、第2号被保険者・第3号被保険者は年金事務所または街角の年金相談センターが原則相談窓口になっています) 障害基礎年金を請求する場合と障害厚生年金を請求する場合で様式が違う
年金手帳、基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"><li>加入期間を確認するためのもの</li><li>提出できないときは、理由書が必要</li></ul>
戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明書、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか	<ul style="list-style-type: none"><li>請求者の生年月日を確認するためのもの</li><li>単身者でマイナンバー登録をしている場合、戸籍謄本等の添付が原則不要(マイナンバーの登録状況については「ねんきんネット」で確認することができます。)</li><li>年金請求書を共済組合等に提出する場合は、住民票等が必要になる場合も</li><li>戸籍謄本、戸籍抄本、住民票(続柄の記載があるもの)については、障害認定日請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前6か月以内。事後重症請求の場合は、請求日以前1か月以内のものが有効。 ※マイナンバーの連携強化により、2024年(令和6年)11月1日から戸籍関連の情報が取得されるようになり、年金請求書にマイナンバーや基礎年金番号を記載した場合は、戸籍謄本等の省略が原則可能となりました。 ※ただし、日本年金機構でマイナンバー登録されていない方は、これまで通り戸籍謄本等が必要です。 ※共済組合については、個々の共済組合ごとに微妙に請求に必要な書類が加わったり、様式が違ったりしているので、各共済組合から取り寄せなければなりません。</li></ul>
診断書*	<ul style="list-style-type: none"><li>医師または歯科医師が作成したもの</li><li>所定の様式あり(8種類) 例 <a href="#">糖尿病の障害用</a></li><li>障害認定日より3か月以内に受診した時点の状態が書かれたもの(20歳に達した日が障害認定日(=20歳前に初診日がある)の場合は「前後3か月」)</li><li>障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書(年金請求日前3か月以内に受診した時点の状態が書かれたもの)も必要</li><li>呼吸器疾患の診断書を使用するときで、呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺(これに類似するじん肺含む)の疾病は、レントゲンフィルムの添付も必要</li><li>循環器疾患の診断書を使用するときで、心電図所見のあるものは、心電図のコピーの添付も必要</li></ul>
受診状況等証明書*	<ul style="list-style-type: none"><li>初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が違う場合、『初診日』を確認するために必要</li><li>カルテ廃棄などで添付できない場合は、代わりに<a href="#">「受診状況等証明書が添付できない申立書」</a>が必要</li><li>知的障害で請求する場合で、療育手帳を持っているときは不要</li></ul>
病歴・就労状況等申立書*	<ul style="list-style-type: none"><li>障害の状態などを確認するための補足資料</li><li>パソコンで作成可(Excel様式が日本年金機構のホームページで公開中)</li></ul>
請求者名義の金融機関の通帳等	<ul style="list-style-type: none"><li>カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分が含まれるもの</li><li>インターネット専業銀行でも可能だが、中には年金の受取ができない銀行もある</li><li>通帳でもキャッシュカードでも可(ともにコピー可)</li><li>年金請求書に金融機関の証明スタンプを受けた場合は添付不要</li><li>受給が決定すれば、この口座に障害年金が振り込まれる</li></ul>

※「年金請求書」「診断書」「受診状況等証明書」「受診状況証明書が添付できない申立書」「病歴・就労状況等申立書」の5つの様式は、年金事務所や街角の年金相談センターの窓口で受け取ることができます。また、日本年金機構のホームページからダウンロードすることもできます。(障害共済年金は、年金事務所等では対応できないので、個々の共済組合に電話する必要があります)

NPO法人障害年金支援ネットワーク「障害年金の請求に必要な書類」(<https://www.syougainenkin-shien.com/documentslist>)

日本年金機構「障害年金の請求手続き等に使用する診断書・関連書類」(<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/jukyu/shougai/shindansho/index.html>)

# 組合・共済健康保険の附加給付制度

## 企業社員・公務員の場合

# 組合・共済健康保険の付加給付制度

健康保険組合には、医療費が高額になった際に受けられる付加給付制度があります。

月額上限を超えた際に、窓口で一度負担し、超過分が翌月以降に給付されます。

業界団体による健保、共済組合もあるため、小さな企業や公務員でも受けられる可能性があります。

本制度と隔月通院などを組合わせることにより、自己負担は軽減されます。

健康保険組合名(イメージ)	月額自己負担上限
○○株式会社健康保険組合	20,000円
△△業界団体健康保険組合	25,000円
□□グループ健康保険組合	50,000円
○×職員共済健康保険組合	25,000円

○×職員共済健康保険組合

文字サイズ 小 中 大

組合案内 アクセス 各課問合せ

健保のしくみ 健保の給付 保健事業 健康診断 申請関係 よくある質問

ホーム > 健保の給付 > 医療費が高額になったとき

医療費が高額になったとき

7割分 3割分(自己負担額)

療養の給付 700,000円 高額療養費 212,570円 一部負担金払戻金 62,400円 最終的な自己負担額 25,030円

共済組合が負担 サイト例



# 妊産婦医療費助成制度

## 一部自治体による妊娠期医療費の助成

# 妊産婦医療費助成制度

**目的**: 妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため

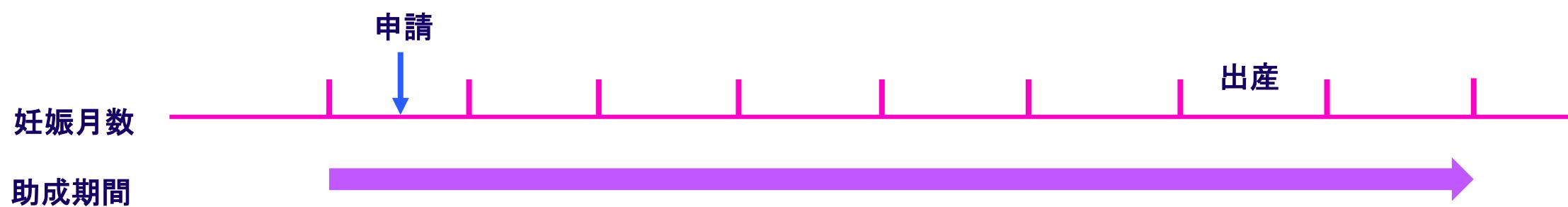
**対象**: 約250の自治体に住んでいる妊産婦。糖尿病、妊娠高血圧、貧血など限定的な場合もあり

**自己負担金**: 0円～1回530円、または月上限1,500円など

**申請方法**: 市町村の医療費助成窓口で申請手続きを行い、受給者証を交付（県外の医療機関を受診した場合も助成あり）

**助成方法**: 窓口給付（自治体内の病院）、後日振込（自治体外の病院）

**期間**: 申請した月（または月齢4ヶ月からなど）～出産月の翌月末まで



# 妊産婦医療費助成 実施自治体

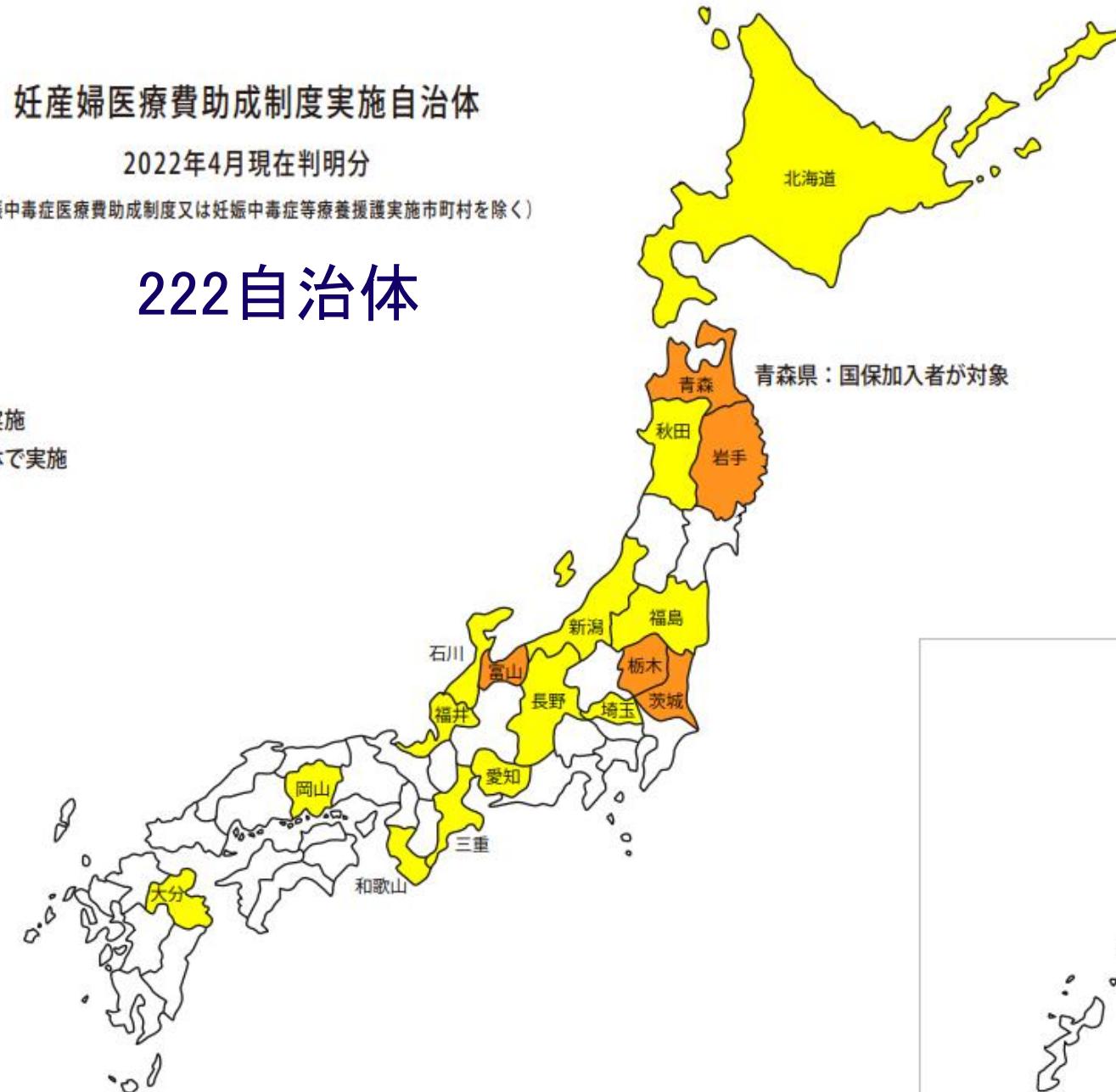
妊産婦医療費助成制度実施自治体

2022年4月現在判明分

(妊娠中毒症医療費助成制度又は妊娠中毒症等療養援護実施市町村を除く)

222自治体

- 県で実施
- 自治体で実施



妊産婦医療費助成制度  
実施自治体一覧  
(2025年6月1日現在)  
23道県、248自治体

# 学生組合による医療助成制度

## 一部の大学による学生・学院生・研究員への助成

# 大学生医療給付の概要

目的:医療費の全部・一部を給付し、経済的負担を軽減し、安心して勉学に専念してもらうため

対象:その大学に在学中の学生、学院生、研究生

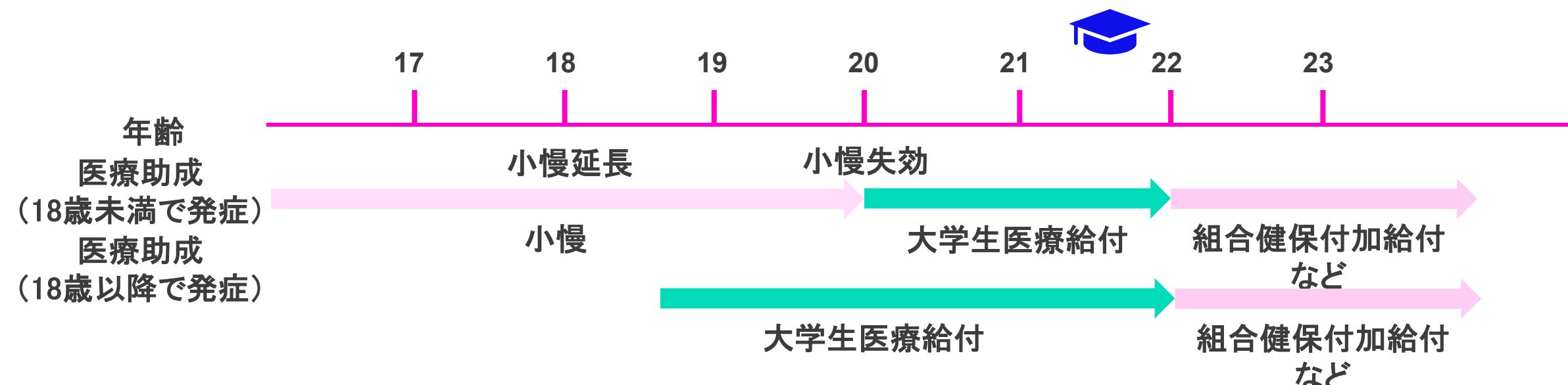
自己負担金:0円～1回1,000円、または月上限1,500円など

しかし、多くの組合で月間や年間の給付額に上限あり(年間20万など)

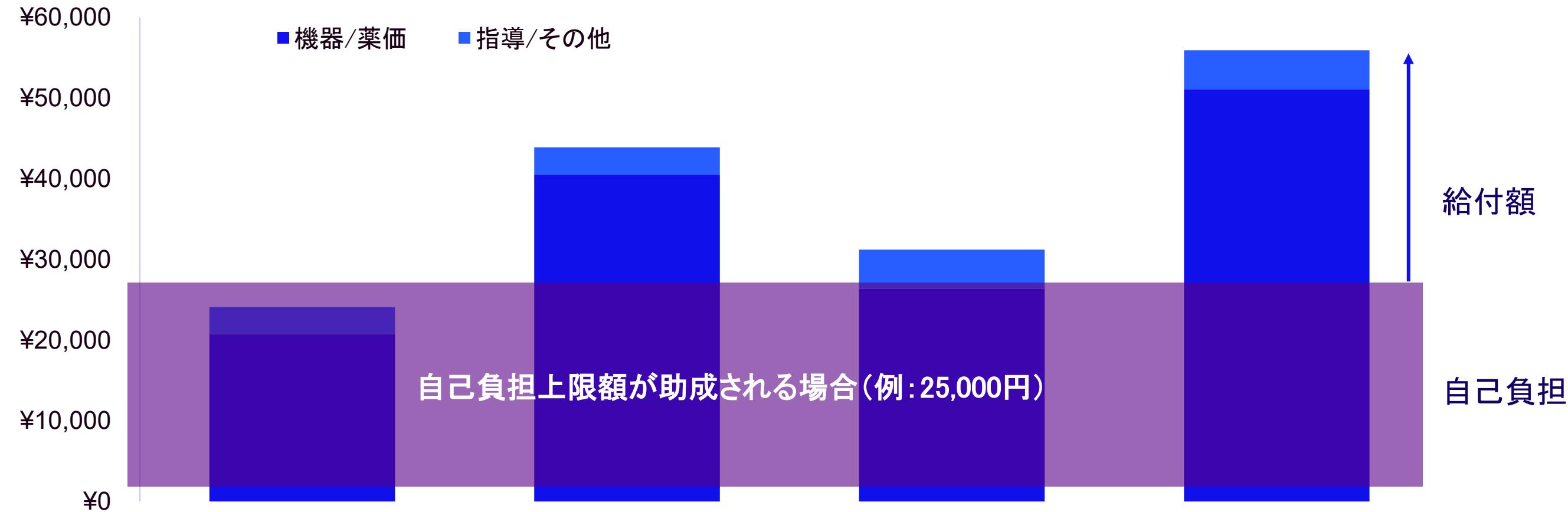
助成方法:後日振込など

注意:大学によっては通院先に指定病院がある場合もあり

また、学生組合への加入が任意の場合もあるため、加入していなければ申請後から有効



# 医療助成と自己負担イメージ(隔月通院の場合)



	MDI	リアルタイムCGM	インスリンポンプ	AID
機器/薬価	¥20,720	¥40,520	¥26,388	¥51,108
指導/その他	¥3,399	¥3,399	¥4,839	¥4,839
合計	¥24,119	¥43,919	¥31,227	¥55,947
自己負担上限額	¥25,000	¥25,000	¥25,000	¥25,000
給付額	¥0	¥18,919	¥6,227	¥30,947
自己負担	¥24,119	¥25,000	¥25,000	¥25,000

# 山典

# 出展一覧

- 日本年金機構「障害厚生年金の受給要件・請求時期・年金額」(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-02.html>)
- 全国保険医団体連合会「妊産婦医療費助成制度実施自治体一覧」([https://hodanren.doc-net.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/250601\\_mms\\_list.pdf](https://hodanren.doc-net.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/250601_mms_list.pdf))
- 日本年金機構「障害年金のお知らせ」(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/shougaintei.files/leaflet4.pdf>)
- 障害年金支援ネットワーク「障害年金の請求に必要な書類」(<https://www.syougainenkin-shien.com/documentslist>)
- 日本年金機構「障害年金の請求手続き等に使用する診断書・関連書類」(<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/jukyu/shougai/shindansho/index.html>)